

# 岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画（素案）に対するパブリック・コメント結果

意見募集期間：令和5年2月15日～3月16日

いただいたご意見：7名、20件

いただいたご意見については、その要旨を記載しています。

NO.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	P1 ア 脱炭素社会の形成 木材の効用は記述されているが、「県産材」の効用が記述されていないように思われる。「何故県産材か」地産地消により、外材等に比べて「輸送エネルギー抑制」があることを記載すべきと思われる。	計画2頁の県産材利用の意義のイメージにおいて、「製造過程の二酸化炭素排出量少」を「製造過程・輸送時の二酸化炭素排出量少」に修正しました。
2	脱炭素社会推進ということで住宅にも省エネ法適用が義務化されてくることになる。そうすると在来工法での木材の見え掛りのある住宅や縁側のあるような伝統和風住宅は少なくなつて木材使用量も少なくなり、木材等級も問われなくなることが危惧される。 そこで、「省エネ適用法外とされる岐阜県独自の「気候風土適応住宅」認定に取り組む必要がある。」との記述を加えてもらえると良い。	所管外のため、担当課（都市建築部建築指導課）へ情報共有させていただきます。
3	計画においては、県と市町村の連携の必要性に言及しており、感謝する。 市町村は、おのおので森林・林業・木材産業に関する状況は異なっていると思われる。それぞれの地域の実情に沿った市町村方針の策定にむけ、今後もご指導いただきたい。	市町村県産材利用推進方針の策定のため、今後、市町村説明会を開催する予定です。
4	岐阜県内は中小規模の木材事業者が多く、デジタル化、運行システム等の整備は中小の事業者には荷が重いと言える。そのため、中小規模事業者向けには連携を図るための情報共有の場の整備が効果が高いといえる。さらに、中小規模事業者が今後のDXに向かうためのプラットフォームの整備も是非必要である。	中小企業の事業者向けに、事業者間の連携を図るための研修会を実施しているところです。また、プラットフォームの整備などについて、引き続き団体や木材事業者を支援してまいります。
5	加工流通を効果的に行う施設とともに、途切れない原木供給を図るため、原木在庫もしくは原木貯蔵を図るストック施設の整備を具体的に提示すべきではないか。	計画12頁の（1）原木の安定供給の促進に、「ストックヤード等の整備を支援」を追加しました。
6	川上においては、高精度資源データ解析にとどまらず、立木在庫の利用を促進するため、すでに県ではこの分野のデータ解析も進んでいることから、IT技術者の育成とともに森林組合等による利用推進を図るべきである。 DXや脱炭素化は今後必要な施策と思われるが、それとともに現状の把握を正確に行い、底上げ、整備することは地味で手間はかかるが、必要であり有効な施策である。	ICT機器等を有効に活用して森林資源の調査・解析ができる人材の育成について、引き続き実施してまいります。
7	1 県の森創りについて明記すべきである。 県内の企業、NPO、県民等が県と一つになって協働するためには、「炭素の貯蔵庫」である森林を破壊することなく、循環型社会を目指して、未来を見据えた、県の「森創り」をすることが重要である。 県内では森林蓄積はあるが、県産材が、価格面から輸入材などに押されるとともに、林業従事者不足等からも十分利用されていないことが緊喫の課題である。 半面、森林や木材の利用が、カーボンニュートラルであるためには、伐採後に再造林し、持続的に維持していく必要がある。再造林には、長い年月がかかり、特に天然林、広葉樹林は、生物多様性に富み、野生動物の住処になっているだけでなく、県民のアメニティー空間として機能していることから、木材利用面を偏重し伐採することのみを考へてはならない。 したがって、推進計画においては県産材の利用面だけに偏らないよう、長期的な県内の森林や県の森創りを目標として掲げ、常に計画推進のため念頭におくことが必要である。	県の森林づくりについては、上位計画である「岐阜県森林づくり基本計画」において各種施策を位置づけているところです。
8	2 木質バイオマスの利用について 日本のバイオマス発電所のほとんどが、木質チップや木質ペレットを直接燃焼し、ボイラーで生み出した蒸気力でタービンを回転させて電力を発生させる方式がとられている。この燃料材の自給率は63.4%（2021年林野庁）程で、特に、木質ペレットの自給率は50%に過ぎず、ベトナム、カナダ等から大量に輸入されている。また、木質ペレットの代替エネルギー源として、パーム椰子殻の輸入が増加しているとのことである。木質ペレットは、国産より輸入の方が安く、安定して調達しやすいためである。 また、木質ペレットの製造過程（伐採集材⇒破碎⇒乾燥⇒水分調整⇒成型⇒冷却⇒選別⇒袋詰め）において、欧米の場合、ほとんどが製材所のおが粉を利用しているが、わが国では原料に原木を使っているため、乾燥に入る前に、伐採集材し破碎する必要がある。わが国では自然乾燥に適した凸地が少ないため（高山市の年間降水量は約2000mm）自然乾燥には不向きで、乾燥用熱源も必要となる。効率面から規模の大きいプラントが必要となり、稼働率を保つためには効率的な木質バイオマスの収集・輸送システムの構築を図り、収集、運搬コストの低減対策を進めることが重要であるが、山間部では、規模が小さくならざるを得ないといった現状がある。 したがって、木質バイオマスの利用促進においては、いたずらに、大規模な木質ペレットの製造プラントに補助金などで援助しても、もともとコスト高のため、県産材の利用や森林整備にも繋がらない可能性があることから、未利用となって林地内で廃棄されてしまっている間伐材や枝・樹皮や中小製材工場等から発生する樹皮やおが粉、端材等を原料として木質ペレットを製造し、地域で使用するなど（地産地消にもとづく地域循環）、輸送コストをかけずに利用できるよう、県内の各地域の特性に応じたシステムを構築するとともに、助成金も効果的に投入していくべきである。	当計画にも位置づけているように、木質バイオマスの利用にあたっては、木質バイオマスのカスケード利用（建築用木材など品質に応じた利用の後、紙やボードの原料として再利用し、最終的にエネルギー利用すること）を促進することとしております。 また、未利用材の搬出支援について引き続き実施し、地域内での利活用を推進してまいります。
9	3 県民の理解と喚起のための実効的な計画とそのための施策 製材工場の残材や建築発生木材等をバイオマスエネルギーとして有効に活用すれば、廃棄物を減らし、循環型社会の形成に役立つ。また、間伐材等林地残材が燃料としての価値を持たれば林業経営に寄与するだけでなく、適切な森林整備が推進されることで、水源のかん養など森林の多面的機能が十分に発揮される。 さらに、資源の収集や運搬、木質バイオマスエネルギー供給施設や利用施設の管理・運営など、新しい産業と雇用が創られ、県内の山村地域の活性化にも貢献できる。 したがって、本計画案において、森林保全と調和のとれた利用の重要性を盛り込み、県民の理解を得ることが必要である。 その他に、例えば、県森林文化アカデミーが管理する森林内または隣接する森林を県民の森として整備すれば、県民が憩いながら、学ぶことができよう。	木質バイオマスの利用については、上記のとおりです。 また推進計画1頁（3）県産材利用の意義の「イ 循環型社会の形成」において、「森林の適正な整備及び保全」について位置づけているところです。 なお、森林文化アカデミーに森林教育総合センター（通称：モリノス）を設置しており、森や木に親しみ、森林とのつながりや森林文化の豊かさを学ぶ機会を提供しているところです。

NO.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
10	第1章で県としての「脱炭素社会」の定義を明確に示すと良いと考える。	「脱炭素社会」の定義は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第2条の2に規定されるものと同様です。
11	第2章で、木製遊具について、劣化による危険防止のために定期的な入れ替えを考慮した使用・供給システムが必要であると考える。	木製遊具の安全管理については、施設管理者が実施するものと考えます。 なお、木製遊具の導入や改修にかかる材料調達等のための加工施設等の整備に対する支援について、引き続き実施してまいります。
12	第3章で、輸入材を多用する工務店が県産材利用へ転換するために、自由競争の中で、品質・価格・安定供給体制において、輸入材に勝る生産体制を作るための長期計画が必要であると考える。	岐阜県森林づくり基本計画及び当計画に基づき、5年ごとに見直しをしながら、製材・加工コストの低減や、品質・性能が証明された木材製品の安定供給体制を強化するため、DX化、新製品開発、加工施設の整備に対する支援について、引き続き実施してまいります。
13	第4章で、新たなサプライチェーンを構築するためには、各業種の個々事業者の経営体制が重要になってくるため、中小零細企業のマネジメントの強化支援が必要であると考える。 サプライチェーン構築後各事業量が拡大し、事業内容が安定すれば、安定取引協定が不要になることが望ましいと考える。	サプライチェーン構築のための研修会の開催や、アドバイザー派遣の実施のほか、中小企業が連携したサプライチェーン構築を進める団体を支援してまいります。
14	人材育成について、資質の高い県内の建築士の育成が必要であると考える。 大学における工学部の建築系学科で木造建築についての扱いが今も少ないと思われるので、建築全般を満遍なく学べる学科（高卒）を県立森林アカデミーに増設すると良いと考える。 各工法における適正を理解した建築士がその適性を活かした設計をすることが重要である。	県では平成29年度より、非住宅分野の木造建築物についての技術・知識の向上を図るための研修を実施し、「木造建築マイスター」を養成してきたところです。なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
15	建築士事務所登録が無い工務店に勤務する建築士の資格を得た人が管理建築士講習を受けるのに必要な実務経験（建築士事務所に所属する建築士としての実務経験）が無いために建築士事務所が開設できない状況にある。 この対策として何らかの方法で、管理建築士講習が受けられることはできないか。	所管外のため、担当課（都市建築部建築指導課）へ情報共有させていただきます。
16	第2章の公共部門での利用推進で、治山や林道などの公共土木工事における木材使用の拡大については、発注者である県や市町村に委ねられるところである。 木材を使用した工作物等は、良好な景観を形成すること、利用者を癒すこと、製造過程の二酸化炭素排出量が少ないことや、炭素を長期間貯蔵するなどカーボンニュートラルにも貢献します。 そのため、山地災害防止等の観点や施工の構造上から支障がない範囲で、木材を使用した工種・工法を積極的に設計・計画・発注することを期待する。	土木工事については、推進計画19ページに、土木施設おける県産材利用の考え方を示しているところです。
17	第5章の推進体制等の施策の実施状況の公表について、公共土木工事における木材（県産材）利用量についても、毎年度その結果を公表願う。	推進計画に係る推進目標については、4つの目標を設定していますが、公共土木工事における木材利用量は目標値としていないため、公表は困難です。
18	交番の木造建設、学校の内装木造化が進むようであるが、類似する小さな店舗で進めるとよい。 (例) コンビニ、携帯のサービスショップ、金融機関 また、大手ハウスメーカーとの提携も重要である。	県産材利用促進協定制度などにより、小さな店舗の木造化を進めてまいります。
19	欧州では、築百年以上の古民家を改修して住むらしい。わが国では、都市と田舎の2地域居住の場合など、住民票が無い場合に対する助成が無いため、市町村が助成及び相談・指導対象とすれば、田舎住まいがもっと進むのではないか。 そうすれば、改修工事により地元工務店等の仕事が増え、時々田舎生活により、地元商店や食堂などの利用が増えるのではないか。	市町村の助成制度については当計画の対象外です。 なお、県における県産材住宅支援のうち、内装木質化の支援について、2地域居住の場合を対象とするかについて検討してまいります。
20	推進計画案は川上から川下、また木質推進事例もよく考えられおり、良い計画である。	